

平 19 福情答申第 3 号
平成 19 年 7 月 12 日

福岡市長
吉田 宏 様
(財政局財政部総務資金課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき、平成 17 年 8 月 31 日付け福財資第 381 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市の財政局に対して、株式会社福岡銀行から提出された要望書、及び、要望に基づいて、局内で協議、稟議、決裁した文書、及び福岡銀行に対して回答した文書一式 (平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までのものに限る)」の一部公開決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審査会の結論

「福岡市の財政局に対して、株式会社福岡銀行から提出された要望書、及び、要望に基づいて、局内で協議、稟議、決裁した文書、及び福岡銀行に対して回答した文書一式（平成13年4月1日から平成17年3月31日までのものに限る）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、答申に添付する別表に記載する部分を除いて公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成17年7月22日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件対象文書に係る本件決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成17年6月23日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

② 平成17年7月22日、実施機関は、本件対象文書については、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成17年8月1日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成17年11月29日付け反論意見書及び平成18年4月27日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

① 福岡市財政局に対して株式会社福岡銀行（以下「福岡銀行」という。）から提出された要望書、同要望書に関する福岡市の協議等文書及び同要望書への福岡市回答文書について公文書の公開請求を行ったところ、一部が非公開とされ、非公開部分は条例第7条第2号の法人等事業情報であり、公開することにより金融機関の正当な利益を害するとのことであった。

② 条例の解釈及び運用の第7条第2号関係の解釈の第7号では、「正当な利益を

害するおそれとは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益を生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味する」としている。しかし、非公開の理由には具体的な不利益の内容が示されていない。そもそも市内部での審議内容は、公金の支出に関する内容であり、相手方が民間企業であっても、納税者である市民には、その内容を知る権利がある。

- ③ そもそも、本件対象文書は、平成13年以降、福岡銀行から福岡市に対し度々要望や要請が行われ、手数料や給与負担金といった形で、新たな公金の支出が行われていたことについて、市民の立場から事実を知ることが出来る数少ない文書の一つである。非公開の理由には、取引喪失の可能性など正当な利益を害するおそれがあるとされているが、福岡銀行は、福岡市の指定金融機関であり、現時点で、他の金融機関よりも有利な立場にある。にも関わらずなぜ、特定の金融機関に有利な取り計らいをしたのか、市民への説明責任を果たしていない。
- ④ 福岡市が、融資の決定後にその条件を公開することは、決して金融機関の競争上の地位その他不当な利益を害するものではないと考えている。当該情報を公開することで、より多くの金融機関が福岡市への融資を検討することも考えられ、有利な条件での融資を受ける可能性もある。このことは、市民にとってもプラスになると考えるものである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成17年10月17日付け弁明意見書及び平成18年4月27日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

① 本件対象文書について

公開請求に係る公文書は、第1回福岡市金融機関調整会議資料（以下「文書1」という。）、第2回福岡市金融機関調整会議資料（以下「文書2」という。）、第9回福岡市金融機関調整会議資料（以下「文書3」という。）、第10回福岡市金融機関調整会議資料（以下「文書4」という。）、第11回福岡市金融機関調整会議資料（以下「文書5」という。）、第17回福岡市金融機関調整会議資料（以下「文書6」という。）である。

② 福岡市金融機関調整会議（以下「調整会議」という。）について

ア 全庁的問題として金融機関との間の諸課題について総合調整を行うため、平成14年に市関係部局の職員で構成された任意組織として設置した。福岡銀行から提出された要望書等に対して、調整会議にて調整を行ったことから、会議資料が本件公文書公開請求の対象となった。

イ この調整会議は、所期の目的達成のため、関係金融機関とお互いの利害関係

を伴う様々な課題に関し、協議、調整等の交渉により、一定の方向付けを行うこととしている。このため、交渉の場において、機関決定された事項や個人的意見も含めて、関係者の自由かつ率直な意見の交換が行われることを確保することは、調整会議の適正な事務遂行を図る上で重要なものである。

ウ したがって、公開請求に当たっては、情報公開制度の趣旨に即し、また過去に情報公開審査会の答申で示された方針に従い、極力公開することとしているが、本件対象文書には交渉の場での発言・意見や、法人の内部管理情報等、条例第7条第2号、第4号及び第5号に該当する部分が含まれていることから、一部公開決定を行った。

③ 金融機関からの資金借入条件について（本件対象文書のうち文書1、文書3及び文書4）

福岡市の外郭団体が金融機関から借り入れる資金の借入条件は、金融機関と借入者との個別協議により個々に決定されるものである。

したがって、この個々の借入条件を公開することにより、ア金利が高い他の融資先から、金利を引き下げる要請を受ける可能性、イ自社融資条件との乖離を理由に、金融機関へ不信感をもち、他の金融機関へ取引を替える取引喪失の可能性、ウ他の金融機関が公開した融資条件より有利な条件を提示することによる取引喪失の可能性など競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがある。従って、条例第7条第2号に該当すると判断し、非公開とした。

なお、条例第16条により関係金融機関に対して意見照会を行ったところ「一般的には公にしない情報であり、非公開とされたい」旨の意見が提出されている。

④ 株式会社西日本銀行（以下「西日本銀行」という。）と株式会社福岡シティ銀行（以下「福岡シティ銀行」という。）の合併における出資割合5パーセント超問題について（本件対象文書のうち文書4及び文書6）

ア 条例第7条第2号該当性

本件は両行の合併に伴い、出資団体への出資割合が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)で定められている5パーセントを超えることから、その出資割合の引き下げについて検討(報告)しているものである。

本件は、両行と譲渡先との信頼関係などから譲渡による対応がされたものの、譲渡情報(譲渡先、譲渡額が類推される資料)を公開することは、両行と譲渡先の信頼関係を著しく損ない顧客を喪失するおそれがあり、また市場性のない非上場株かつ無配当株を譲渡先が保有することによる社会的評価への影響や活動への支障が懸念されることなどから、両行と譲渡先の正当な利益を明らかに害するおそれがあり、譲渡先名等の譲渡情報に関する資料について条例第7条第2号により非公開としたものである。

また、福岡地下街開発株式会社（以下「福岡地下街開発」という。）への出

資比率問題については、独占禁止法に基づき公正取引委員会から一定期限の猶予認可を受け、現在も引き続き出資比率引下げが進められていることから、公開することにより、今後の活動への支障が懸念されるため、条例第7条第2号により非公開とした。

なお、条例第16条により関係金融機関に対して意見照会を行ったところ「一般的には公にしない情報であり、非公開とされたい」旨の意見書が提出された。

⑤ 福岡地下街開発に関する公文書について（本件対象文書のうち、文書2、文書3、文書5及び文書6）

ア 当該公文書には、金融機関との協議やその中で意思形成されたものをまとめているが、金融機関は、協議の場においては、公開されることを前提として発言しておらず、このような情報を公開することは、会議における率直な意見交換が損なわれるとともに、関係者の事業活動を明らかに害するおそれがある。また、福岡市と事業者との間の信頼関係が損なわれ、今後の本市の事業遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第7条第2号、第4号及び第5号に該当すると判断した。

イ 新天神地下街整備事業に伴い策定された、福岡地下街開発の収支計画案や経営改革案等に係る情報は、福岡地下街開発が、通例として公にしない情報であり、かつ、資料作成時点の計画と最終的な計画とは異なる部分が多く、このような未成熟な情報を公開することは、確定した情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、関係者の事業活動を明らかに害するおそれがあるものである。また、福岡市との信頼関係が損なわれ、今後の本市の事業遂行に支障を来すおそれがある。以上の理由から、条例第7条第2号、第4号及び第5号に該当すると判断した。

ウ 新天神地下街整備事業の施工業者との協議に係る資料については、金融機関との協議に係る資料と同様、このような情報を公開することは、協議において率直な意見の交換が損なわれるとともに、関係者の事業活動を明らかに害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当すると判断し、非公開とした。

エ また、本市作成の資料についても、金融機関や福岡地下街開発に係る情報が類推できるもの等については、同様に、情報を公開することにより本市との信頼関係が損なわれ、今後の本市の事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第7条第4号及び第5号に該当すると判断し、非公開とした。

⑥ 株式会社サン・ピア博多（以下「サン・ピア博多」という。）に関する公文書について（本件対象文書のうち、文書2及び文書6）

ア サン・ピア博多に融資している金融機関は、厳しい金融環境下、同社に対して、貸付金の確実な返済を含めた経営改善を求めたところであり、両者はこの件に

ついて協議を行った。

福岡市は、ベイサイドプレイス内には、市営渡船をはじめとする旅客ターミナル機能があり、サン・ピア博多からも協議への参加要請があったことから、この協議に加わることにした。

イ 協議記録等は作成の際に公開を前提としておらず、協議内容や議論の状況が赤裸々に記録されていることから、第三者において誤解、疑念を持たれるような表現が、多々見られるものである。このような情報が公開されると、サン・ピア博多及び金融機関の企業イメージが著しく傷つけられ、現在の企業経営に支障を来し、事業者の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当すると判断し、非公開としたところである。

ウ また、これらの文書を公開することにより、福岡市、第三セクター及び金融機関の間の信頼関係が損なわれ、今後の福岡市の事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第7条第4号及び第5号に該当すると判断し、非公開とした。

⑦ その他（本件対象文書のうち文書4）

ア 条例第7条第2号該当性

本件公文書において、金融機関の協議の場における発言・意見の内容が記されているが、それは、率直な議論が行われることを確保することが必要であることから、公開されることを前提として行われているものではない。

したがって、この議論の過程の中では、担当者個人の意見として発言されたものも含まれると考えられ、その意味においては、組織としての機関決定を受けていない情報も含まれる。

さらに、福岡市の調査において関係法人より、取引金融機関の変更や内部人事に関する情報など、通例として公にしない情報の提供を受けて、それらを基に作成した内容が含まれている。

したがって、このような情報を公にすることにより、金融機関や情報提供法人の社会的評価、社会的活動の自由や事業活動を明らかに害するおそれがある。

イ 条例第7条第4号及び同条第5号該当性

金融機関の協議の場における発言・意見の内容に関する情報や調査において得た通例として公にしない情報を公開することは、福岡市と金融機関や情報提供法人との信頼関係を著しく損い、率直な意見の交換が損なわれるとともに、必要な具体的かつ客観的情報が十分に得られなくなり、今後の調整会議での協議・調整など、適正な事務遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断

する。

(1) 調整会議について

福岡市と金融機関との間の諸課題に関わる基本的事項及び対応方針等を総合的に調整するため、福岡市金融機関調整会議設置要綱（平成14年10月11日施行。）に基づき、平成14年度に市関係部局の職員で構成された任意組織として設置されたものである。調整会議は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する事項、金融機関から本市との関係につき見直しを求められた事項、金融機関と本市外郭団体との間で生じた事項で、本市において調整すべき事項などについて、全市的視点で審議を行い、本市の対応方針の調整を行うものである。

(2) 本件対象文書について

① 本件対象文書は、福岡銀行からの要望に関して協議された第1回、第2回、第9回、第10回、第11回、第17回の各調整会議において配付された資料である。

② 実施機関は、本件対象文書のうち、金融機関からの資金借入条件、出資する団体・法人（以下「外郭団体」という。）への出資割合の引き下げに関する情報、金融機関等との協議・検討経緯や交渉の場での発言・意見や、法人の収支計画案や経営改革案等に係る情報などの内部管理情報等などについて、これらを公にすると金融機関等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるなどの理由により条例第7条第2号、同条第4号及び同条第5号に該当するため非公開としたものである。

③ しかしながら、実施機関は、本件決定後に、非公開部分のうち各事業の進捗状況を勘案して事業に支障がなくなったと判断した部分について、任意提供している。

④ 当審査会としては、実施機関が本件決定後に任意提供した部分以外で、非公開とすることが妥当であると主張する部分について、以下検討することとする。

(3) 条例第7条第2号（法人等事業情報）該当性について

① 条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開とするものと規定している。

② 本件対象文書は、調整会議の資料で、金融機関や外郭団体等に関する情報が記録されており、法人等に関する情報であると認められる。

③ 外郭団体は、その設立形態や業務内容など多種多様であり、福岡市とは別の法人格を有する独立した団体であるが、外郭団体については、その事業活動が市政の補完的役割を担っているなど公益性を有するものであり、それ故に公費による出資や継続的な財政支援の対象とされている。したがって、本市の説明責任、とりわけ財政支援に関する説明責任を果たし、市民の監視と参加の下で公正で開かれた市政を推進していくためには、これらの外郭団体に関する情報についても可能な限り市民に公開していく必要がある。また、その公開・非公開の判断に当たっては、福岡市の出資比率、人的支援の有無、当該情報の内容及び性質、外郭団体の事業内容、行政との関係などを総合的に判断することが妥当である。

④ 以上の点を踏まえて、実施機関が非公開とした情報について、以下検討する。

⑤ 外郭団体における借入条件等について

ア 実施機関は、本件対象文書のうち、文書1、文書3及び文書4に記録された融資の借入条件の説明文、借入期間、借入利率、借入シェアについて、借入条件は金融機関と借入者の個別協議により個々に決定されるもので、これを公にすると、金融機関に対して引き下げ要請、取引喪失の可能性など競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため、借入条件について非公開とした旨主張している。

イ しかし、融資の借入条件の説明文、借入期間、借入利率については、金融機関と借入者の個別協議により個々に決定されるもので、その借入条件はすべての借入者において同じ条件になるものではなく、他の借入条件に直ちに影響があるという具体的理由までは認められない。また、借入シェアは、過去における流動性のある情報であり、金融機関の融資割合の多寡によって金融機関としての法人の一般的な評価が固定されるものとは認められない。

ウ また、借入条件は、外郭団体にとっても法人としての事業情報と認められるが、上記4(3)③で述べたとおり、外郭団体に関する情報についても可能な限り市民に公開していく必要があることからすると、借入条件を公にしても外郭団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

エ したがって、借入条件の説明文、借入期間、借入利率、借入シェアについては、第2号に該当しないものと認められることから、公開することが妥当である。

オ さらに、文書6の福岡地下街開発への銀行等からの借入について、融資法人名を含む借入額、利率に係る記録についても借入条件と同様の理由により、公

けにしても法人の利益を損なうとは認められず、第2号には該当しない。

⑥ 西日本銀行と福岡シティ銀行（以下「両行」という。）の合併における出資割合5パーセント超問題について

ア 本件対象文書のうち、文書4及び文書6は、両行の合併に伴い外郭団体への出資割合が独占禁止法で定められている5パーセントを超えることから、その出資割合の引き下げについて検討、報告しているもので、具体的には5パーセント超の株式についての譲渡に関する記録である。

イ 実施機関は、両行が出資する外郭団体の株主に関する情報で、両行と譲渡先の信頼関係などから譲渡による対応がされたものの、譲渡先における社会的評価、社会的活動支障や両行と譲渡先の信頼関係を著しく損ない取引に支障をきたすなど法人としての権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため、第2号により非公開としたものであると主張している。

ウ 一般に、株主に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書には記載されず、証券取引所上場企業における大株主のように公表されているものを除き、公表されていない情報であることから、株主である法人等にとって企業上の秘密、財産上の秘密に属する性質を有するもので、当該情報を公にすると法人等の資本関係や経営状況が明らかになり、同業他社との競争関係において不利となる場合もないとは言えない。

エ しかし、本件対象文書において、譲渡前の外郭団体の株主の一部について、株主名や株式数は既に公開されていること、また上記4(3)③で述べたとおり外郭団体に関する情報については、可能な限り市民に公開していく必要があることからすると、外郭団体の株主は福岡市以外の出資者に関する情報であり、出資金の回収や、損失負担割合等の出資金の確保に際して、極めて重要であり、外郭団体の株主が誰であるかということの公にする必要性は非常に高いといふべきもので、公にしても、外郭団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

オ また、株式の譲渡先法人も、外郭団体に投資した場合は、投資先である外郭団体の公的性質から、投資先に関する情報が明らかになる不利益は、一般的な投資先の情報が明らかにされる場合の不利益よりも少ないと考えるべきである。さらに、外郭団体との関係を推測されることは、外郭団体の関係企業であり、共同経営者であると考えられることから、むしろ、法人としての利益になるものと考えられるべきであり、具体的な不利益が生じるというおそれは認められない。

カ したがって、株式の譲渡先法人名と譲渡株式数については、第2号に該当し

ないものと認められ、公開することが妥当である。

⑦ 金融機関等からの外郭団体に関する協議内容等について

ア 金融機関等からの外郭団体に関する協議等は、福岡市に対して、金融機関や施工業者が行った福岡地下街開発やサン・ピア博多に関する要望や意見等が記録されているものと認められる。

イ なお、サン・ピア博多は、昭和63年10月に博多ふ頭の再開発を目的に福岡市や地元金融機関・企業が出資して設立された、第3セクターの不動産賃貸業者であるが、平成18年に解散している。また、福岡地下街開発は、福岡市も出資し、昭和47年2月に設立された第3セクターで、福岡の天神地区において、都心部の路上交通緩和と都市機能充実のために、天神地下街として、公共地下道と地下駐車場を整備するとともに商店街を建設するなどの事業を行っているものである。

ウ 協議等の内容は、協議の場における要望・意見や確認事項などが具体的に記録されていることから、最終的な対応とは異なる、いわば合意に達する前の経過に関するものと認められ、第三者において誤解、疑念を持たれるような表現が、多々見られることから、法人として確定したものではないにもかかわらず、公にすることにより、法人として確定したものと受け取られるおそれも否定できず、法人の事業活動を害するものと認められるため、第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

エ 一方、実施機関は、協議等の際の役職名を含む発言者氏名についても、第2号に該当するものと主張しているが、金融機関及び施工業者の従業員の氏名であり、氏名は条例第7条第1号の個人情報に該当すると認められ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないものと認められることから非公開とすることが妥当である。

オ 次に、借入条件等のうち借入シェアについての各金融機関からの意見については、具体的融資割合についての法人の考えや希望を述べたものであり、借入シェアの割合とは異なって、公にすることによって、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、第2号に該当するものと判断する。

カ 両行の5パーセント超えの株式の譲渡に対する金融機関の意見・対応等については、譲渡先法人名等とは異なり、その譲渡過程における具体的な意見・対応等は、公にすることによって、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、第2号に該当するものと判断する。

⑧ 福岡地下街開発の収支計画案や経営改革案等に係る情報について

ア 本件対象文書のうち、文書2の「長期収支・資金計画表」には、福岡地下街開発の損益に関する額が作成時点前の平成9年から平成45年まで記載されており、貸借対照表などで公開されている内容以上の情報が含まれているものと認められる。一般に、今後の事業展開に関する情報は、当該法人の事業に関する情報の中でも取り分け重要かつ機微な情報であって、法人としての事業の根幹に触れる秘匿されるべき情報であると考えられ、外部に公表されることを欲しないものである。

イ しかし、「長期収支・資金計画表」はこの事業展開のための財政的裏付けを示す資料となるものであるが、企業における事業計画は、刻々と変化する経済状況等を反映し、適宜作り直すものなので、本件「長期収支・資金計画表」のように過去のある時点における事業計画には保護するに値するような、競争上の地位その他正当な利益は存在しないものと認められる。

ウ また、外郭団体である福岡地下街開発は、上記4(3)③で述べたとおり、外郭団体として求められる説明責任の程度も非常に高いものであるということ、さらに天神地下街の管理等の事業を行う法人で、その事業において他の法人と競争するものではないと認められることからすると、事業に関する情報を公にしても、福岡地下街開発の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

エ したがって、「長期収支・資金計画表」については、第2号に該当するものとは認められないことから、公開することが妥当である。

オ 次に、文書5の経営改革案については、福岡地下街開発、福岡市及び法人の案がそれぞれ記録されている。福岡地下街開発及び福岡市の案については、公にしても、上記4(3)③で述べたとおり、外郭団体である福岡地下街開発の事業活動が害されるとまでは認められない。しかし、残る法人の案については、当該法人の福岡地下街開発に対する対応方針が明らかとなり、対応方針は、当該法人の事業情報と認められることから、公けにすれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものと認められ、第2号に該当するものと判断する。

カ また、文書6の福岡地下街開発の経営改革についての組織改革後の人数案については、外郭団体に関すること、また、現時点においては既に改革が実施され、人数は明らかになっていることからすると、組織改革後の人数案が公にされても、福岡地下街開発の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものとは認められず、第2号に該当しないものと認められる。

⑨ 福岡地下街開発の資金計画に係る情報について

ア 本件対象文書のうち、文書2の「今後のスケジュールについて（資金計画）」の金融機関等欄及び枠外の内訳の金額について、金額は貸主である金融機関の融資という事業情報ではあるが、相手金融機関名は明らかでなく、金額を公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められず、第2号には該当しない。

イ また、金融機関名が明らかな政策投資銀行の融資金額については、日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号）に基づき設立され、一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする公共性が強い銀行であることから、融資金額を公にすることにより金融機関としての権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、第2号に該当するものとは認められない。

⑩ 福岡市への要望文の法人代表印について

ア 実施機関は、本件対象文書のうち、文書4の代表印の印影については、第2号の法人等事業情報に該当すると主張しているため、この点について検討する。

イ 法人の印影を公にした場合に当該法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影の性質、形状、使用されている状況等から個別に判断する必要がある。本件対象文書に押印された印影は登録された法人の代表者印の印影であり、文書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、当該法人においてむやみに公にしていないものと考えられる。そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められ、第2号に該当するものとして、非公開とすることが妥当である。

⑪ 市場公募債・銀行引受債について要望先の金融機関名について

文書1の要望先の金融機関名は、要望内容を見分したところ、金融機関を代表して要望したものと認められ、公にしても、直ちに当該金融機関の利益を損なうものとは認められず、第2号に該当するものとは認められない。

⑫ 福岡地下街開発と取引関係にある法人の財務状況について

文書2の福岡地下街開発の預金状況については、福岡地下街開発の財務状況に関する情報であると認められるとともに、預金先法人において公にしない性質の事業情報でもあると認められることから、公にすることにより、法人の事業活動を害するものと認められるため、第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

⑬ 実施機関の支援策等の検討経過について

実施機関の支援策等の検討経過については、上記4(3)③で述べたとおり外郭団体に関する状況や経過は明らかにする必要があると考えるべきで、その支援策等を公にしても外郭団体及び金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものとは認められず、非公開とすることは妥当ではないと判断する。

⑭ 外郭団体の金融機関への意見等について

ア 文書4の外郭団体と金融機関との関係実態調査結果には、金融機関に対する外郭団体の意見が記録されているが、直接金融機関に対してなされた意見ではなく、福岡市が外郭団体よりアンケートにより得た情報であり、金融機関に対して伝えられるなど、公にすることも予定されていない性質のものであることから、公にすると、外郭団体の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められ、第2号に該当するものとして、非公開とすることが妥当である。

イ 文書4の両行の5パーセント超えの株式の譲渡に対する外郭団体の意見・対応等については、上記4(3)③で述べたとおり外郭団体の情報は公開する必要の高いものであるとともに、株式の譲渡先に関する情報は第2号に該当しないものと認められることからすると、その過程での意見・対応等を公にしても外郭団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるとまでは認められず、第2号に該当しないものと判断する。

(4) 条例第7条第4号（行政運営情報）該当性について

① 条例第7条第4号（以下「第4号」という。）は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定している。

② 本件対象文書において、実施機関が第4号に該当すると主張している非公開部分のうち、上記4(3)で述べたとおり、第2号に該当すると認められるものについては、第4号該当性について当審査会としては重ねて判断しないものであるため、第2号に該当しないものについて、以下第4号該当性について検討する。

③ 本件対象文書は、金融機関と外郭団体の諸問題について、市内部に設置された調整会議における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

④ 実施機関は、非公開部分は公開すると会議における率直な意見交換が損なわれるおそれ、未成熟な情報を公開することは、確定した情報と誤解され、市民の間

に混乱を生じさせるおそれ、第三者において誤解、疑念を持たれるおそれ、関係者の事業活動を明らかに害するおそれなどにより行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われず、適正な意思決定が損なわれることから、これらの情報については、第4号に該当するものと主張している。

⑤ しかし、調整会議が金融機関等との諸問題の総合調整を目的として、支援策も含めた内容を検討しており、出資者として外郭団体に対する福岡市の責任を考えた場合、検討内容を公開する必要性は高く、素直な意見交換が損なわれるものとは認められず、また時間の経過とともに既に金融機関や外郭団体の確定した情報が公になっていることや4(3)で述べたとおり法人等の事業の正当な利益を明らかに害すると認められないことから、公にしても、調整会議の審議、検討又は協議が円滑に行われず、適正な意思決定が損なわれるという具体的なおそれも認められず、第4号に該当しないものと判断する。

(5) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

① 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがある情報等を挙げている。

② 本件対象文書は、金融機関等との諸問題の総合調整を目的として設置された調整会議の協議等を行う際の資料であり、調整会議という市の機関が行う事務又は事業に関する情報と認められる。

③ 実施機関は、本件対象文書の非公開部分のうち、公開すると金融機関との信頼関係が損なわれるものについて、調整会議の適正な事務事業に支障となるおそれがあるため第5号にも該当すると主張しているが、上記4(3)で述べたとおり、第2号に該当すると認められるものについては、当審査会としては重ねて判断しないものであるため、第2号に該当しないものについて以下検討する。

④ 調整会議は、上記4(1)で述べたとおり、金融機関との間の諸課題について総合調整を行うという目的達成のため、当事者である金融機関は意見等が公開されないことを前提に、いわば信頼関係に基づき提出していると推測され、その意見等が公にされるとすれば、確かに、金融機関として要望、意見自体の提出をちゅうちょせざるを得ないことになる場合も想定されることから、金融機関からの意見等が提出されないならば調整会議の総合調整に支障が生ずることも考えられる。

⑤ しかし、第5号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいうと解される。

- ⑥ そのため、調整会議は、外郭団体の出資者としての責任において、全市的視点で審議を行い、福岡市としての対応方針の調整を行うものであることからすれば、その審議内容を公開しても、金融機関との信頼関係は損なわれず、調整会議の適正な事務遂行に看過しえない程度の支障があるとまでは認められないことから、第5号には該当しないものと判断する。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の非公開に関するもののほか、福岡市の指定金融機関について、種々の主張をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 8 月31日	実施機関からの諮問
平成17年10月17日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年11月29日	異議申立人が反論意見書を提出
平成18年 4 月27日(第2部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成18年 5 月25日(第2部会)	審議
平成18年 6 月22日(第2部会)	審議
平成18年 9 月28日(第2部会)	審議
平成18年10月24日(第2部会)	審議

平成18年11月21日(第2部会)	審議
平成18年12月28日(第2部会)	審議
平成19年3月22日(第2部会)	審議
平成19年4月26日(第2部会)	審議
平成19年5月24日(第2部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子

別表

対象公文書名	非 公 開 部 分		
福岡市金融機関調整会議（第2回）	「新天神地下街整備事業への銀行融資について」の「1概要」	6行目	3文字目から31文字目まで
	「新天神地下街整備事業への銀行融資について」の「2銀行融資交渉経過」中の役職名を含む相手方氏名，内容		全て
	「新天神地下街整備事業への銀行融資について」の「3地下街開発への市としての支援策の検討結果」の（3）	16・17行目	全て
	「サン・ピア博多支援に係る銀行団との協議について」の「1これまでの経緯」	1行目	33文字目から39文字目
		2～4行目	全て
	「サン・ピア博多支援に係る銀行団との協議について」の「2銀行との協議結果」	1行目	22文字目から39文字目
2行目		1文字目から40文字目	
4・5行目		全て	
福岡市金融機関調整会議（第9回）	「福岡地下街開発の件について」の役職名を含む来訪者氏名		全て
	「福岡地下街開発の件について」の「相談要旨」	1～11行目	全て
	「福岡銀行協議」の役職名を含む相手方氏名		全て
	「福岡銀行協議」の協議内容	1～24行目	全て
福岡市金融機関調整会議（第10回）	「派出業務の改善および各種手数料についてのお願い」の法人代表印の印影		
	「報告1財団法人の長期借入条件等の決定」の3「(2)協調融資」の銀行意見		全て
	「外郭団体と金融機関との関係実態調査結果」の「5アンケートによるその他の問題」の(1)，(2)，(3)の各意見		全て
福岡市金融機関調整会議（第11回）	「福岡地下街開発の経営計画について」の表の福岡地下街開発案，福岡市案以外の案		全て
福岡市金融機関調整会議（第17回）	議題(2)「(株)サン・ピア博多の経営について」の資料1「(株)サン・ピア博多関連の銀行協議状況」の表		全て